

医療法人社団鵬友会ゆめが丘総合病院診療情報の提供に関する指針

(指針の目的)

第1条 この指針は、医療法人社団鵬友会ゆめが丘総合病院（以下「病院」という）が、患者からの求めに応じ、当該患者に係る診療情報を閲覧に供し、または写しを交付（以下、閲覧又は写しの交付を「開示」という。）する際の手続を定めることを目的とする。

なお 病院は適切な医療提供及び病院に対する信頼確保のため 日常の診療活動において、的確かつ適正に診療情報を患者に伝えるよう努めるものとし、また、患者から診療情報の開示を求められたときは、特段の事情がある場合を除き、その求めに応じるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規定において 次の各号に掲げる用語の意義は 当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療情報…診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医師又はその指揮・監督下にある医療従事者が知り得た主観的、客観的情報
- (2) 診療録…医師法第24条所定の文書
- (3) 診療記録等…診療録、手術記録、麻酔記録、各種検査記録、検査成績表、エックス線写真、看護記録、その他診療の過程で患者の身体状況、病状等について作成、記録された書面、画像等の一切
- (4) 要約書…診療記録等の主要な内容を簡略にまとめたもの
- (5) 診療情報の開示…患者など特定の者に対して、診療記録等を閲覧に供し、または写しを交付し（謄写）、閲覧及び謄写させ、またはこれらに代えて要約書を交付すること

(開示する診療情報の対象)

第3条 開示する診療情報の対象は、診療録（カルテ）、エックス線写真、看護記録、検査記録、処方せん、その他診療のために病院職員が職務上作成し、または取得した公文書に記載されたものであって 病院が組織的に用いるものとして 保有しているものとする ただし、他の医療機関において作成された紹介状、証明書等は、対象外とする。

2 開示する診療情報は、原則として申請書を受けた日から遡及して5年以内に作成されたものとする。ただし、病院長は診療上の必要性その他正当な事由があるときは、診療情報提供委員会の答申に基づいて当該期間の延長又は短縮をおこなうことができるものとする。

(診療情報の開示を申請することができる者)

第4条 診療情報の開示を申請することができる者は、次に定めるところによる。

- (1) 申請日からさかのぼって1年以内に、当院に受診された患者及び入院中の患者
- (2) 前号の患者が指名する親族又はそれに準ずる者
それに準ずる者とは、生計を同じくしたり、療養介護に努めているような者を指す。

なお、弁護士、生命保険調査員等は該当しない。

(3) 法定代理人（親権者、後見人など）

ただし、(1) の患者において、提供された情報の内容を理解することが困難と判断される場合に限る。

(4) 実質的に (1) の患者の身の回りの世話をしている親族又はそれに準ずる者

ただし、(1) の患者において、提供された情報の内容を理解することが困難と判断される場合に限る。

(5) 前各号の親族、それに準ずる者、法定代理人とは、次の者をいう。

ア 親族とは、民法第725条に規定する、六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族をいう。

イ それに準ずる者とは、民法第958条の3に規定する、生計を同じくしていた者、療養看護に努めた者、その他特別の縁故があった者をいう。

ウ 法定代理人とは、未成年者の場合は、民法第818条に規定する親権者、及び民法第839条 840条に規定する未成年後見人 成年被後見人の場合は 民法第8条、843条に規定する成年後見人、被保佐人の場合は、民法第11条の2、876条の2に規定する保佐人をいう。

(診療情報の開示の申請方法)

第5条 診療情報の開示を申請しようとする者は、別紙様式1「診療情報開示申請書（以下「申請書」という。）に所要の事項を記入し、申請者本人であることを証する書類を提示し、または添付して、院長に提出するものとする。

(診療情報の開示の決定)

第6条 院長は、申請書を受理したときは、次の事項を審査の上、申請のあった診療情報の全部又は一部の開示の可否を決定し、申請者に対して別紙様式2「診療情報開示（一部開示・非開示）決定通知書」により通知するものとする。

(1) 申請者が本指針に定める正当な申請者であることの当否

(2) 診療情報を開示することにより、患者本人に心理的影響を与えるなど、治療効果等への悪影響が懸念される情報の有無

(3) 診療情報の中に含まれる申請者及び病院職員以外の者（以下「第三者」という。）に係る情報又は第三者から取得した情報の有無。また当該情報が含まれている場合、当該情報を申請者に提供することについて当該第三者の承認の有無

(4) 診療情報を開示することにより、患者本人又は第三者の正当な利益が害されると認められる情報の有無

2 院長は、前項の決定に当たり、必要に応じて、病院に設置する「診療情報提供委員会」の意見を聞くものとする。

- 3 第1項の決定の通知は、申請書を受理した日の翌日から起算して、原則として14日以内に行うものとする。ただし、申請のあった診療情報の中に、第三者に係る情報又は第三者から得た情報が含まれている等の場合は、この日数に当該第三者の承認等に要する日数を加えた日数以内に行うものとする。

ただし、やむを得ない理由により、かかる期間内に決定の通知ができない場合は、申請書を受理した日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。

この場合、院長が申請書を受理した日の翌日から起算して14日以内に書面をもって、延長の理由を申請者に通知するものとする。

(診療情報の開示)

第7条 院長は、診療情報の全部又は一部の開示を決定したときは、申請者と協議の上、開示の日時を指定するものとする。

- 2 開示に当たっては、開示を受けようとする者が持参した診療情報開示（一部開示）決定通知書及びその他の書類により、院長が指名した職員に開示決定を受けた本人であることを確認させ、その上で開示決定を受けた本人に対して開示するものとする。

- 3 開示は、閲覧によることを原則とする。

開示決定を受けた本人が写し又は要約書の交付を希望した場合は、診療情報提供委員会の答申に基づいて、写し及び要約書を交付することができる。

- 4 開示決定を受けた本人が、診療情報の開示に併せて口頭による説明を申請した場合、医師は、診療情報の開示とともに口頭による説明を行う。

- 5 診療情報の記載内容に患者本人から訂正の申し入れがあった場合は、その時点で、診療録欄にその旨と内容を記載する。

- 6 開示後は、関係書類を総務課で保存し、保存期間は5年間とする。

- 7 開示に当たっては、院長が指名した職員を2名以上出席させるものとする。

(診療情報提供委員会)

第8条 病院に診療情報提供委員会（以下「委員会」という）を設置する。

- 2 委員会は、副院長、事務局長及び病院長が必要に応じて指名した者をもって構成する。

- 3 委員会は、次の事項を所掌する。

(1) 本指針の運営に当たり生じた問題に対する適切な対応方策のとりまとめ

(2) 第6条第2項に定める意見の具申

(費用の徴収)

第9条 診療情報の写しの交付に要する複写費用等の実費は、開示決定を受けた本人の負担とし、開示の当日に徴収する。

- 2 前項の実費の額は、院長が別に定める。

(診療情報等を提供しないことができる場合)

第10条 診療情報の開示を申請された診療情報が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該診療情報を提供しないことができるものとする。ただし、患者の求めに応じ提供するという原則の中での例外的対応であるので、画一的判断をすることなく、一部提供を含めて、診療情報提供委員会において、あくまでも個別的に慎重に判断を行うこととする。

- (1) 対象となる診療情報の提供、診療記録等の開示が、治療効果等に悪影響を及ぼすと考えられるとき。
- (2) 第三者から得た情報で、当該第三者の了解を得られないとき。
- (3) 対象となる診療情報の提供、診療記録等の開示が、患者本人以外の第三者の権利・利益を損なうおそれがあるとき。
- (4) 未成年者の法定代理人による診療情報の開示の申請がなされた場合であって、提供することが当該未成年者の利益に反すると認められるとき。
- (5) 患者本人以外の者から診療情報の開示の申請がなされた場合であって、患者本人が開示を希望しない場合、または開示することが患者利益に反すると認められるとき。
- (6) その他開示を適当でないと認める相当の理由があるとき。

(患者本人が死亡した場合の特例)

第11条 診療情報の開示は、原則として患者本人に対して行うものであるが、患者本人が意思表示できない状況で死亡した場合で、遺族からの申請があり、遺族との信頼関係の確保の観点から、主治医が必要と認める場合には、院長は、診療情報提供委員会に諮り、診療情報の開示の対象者、開示の範囲及び内容、開示方法等を審議した上、診療情報の開示を行うことができる。

2 遺族が診療情報の開示を申請することができるのは、患者本人が死亡した日の翌日から起算して60日以内の期間とする。

(他の医療機関からの求めによる診療情報の提供)

第12条 他の医療機関からの求めによる診療情報の提供は、診療情報提供委員会に諮り、当該患者の同意を得た上で、診療情報を提供する。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。

別紙 様式1 診療情報開示申請書

様式2 診療情報開示（一部開示・非開示）決定通知書